

## 日本産業機械工業会 競争法コンプライアンス指針

一般社団法人日本産業機械工業会は、(以下「当工業会」という。)は、我が国独占禁止法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)及び諸外国の競争法(以下、併せて「競争法」という。)を十分に尊重し、当工業会の活動が、競争法上の疑義を招くことなく、会員企業及びその社員等が社会的に意義ある工業会活動を安心して行うことができる環境を整備するために本指針を定める。

### 1. 会合等におけるルール

#### (1) 会合等における禁止事項

会合の出席者は、次に掲げる事項について議論及び意見交換をしてはならない。

1) 会員各社が商取引上において取り扱う価格等に関することで、次に掲げるもの。

価格、価格変更、価格差、値引き、クレジット条件、コスト等。

ただし、既に公表されているものはこの限りでない。

2) 会員各社が商取引上において取り扱う数量等に関することで、次に掲げるもの。

生産量、生産能力、在庫、特定製品の販売若しくはマーケティング等に関する計画。

ただし、既に公表されているものはこの限りでない。

#### (2) 会合等の出席者

会合等においては、事務局職員が出席することを基本とする。

#### (3) 会合等の進行

会合等の出席者は、会合等の冒頭において、競争法及び本指針を遵守することを確認すると共に、会合等の進行中において、出席者の発言が競争法上問題となるおそれがあると判断した場合は、発言者に注意を促す等会合等の適切な進行を図るものとする。

#### (4) 議事録等の作成

会合等に出席した事務局職員等は、会合等が適切に進行されたことの記録を残す観点から、原則として議事録(進行メモ等)を作成し、保管する。

### 2. 統計情報の収集・管理・提供業務

(1) 会員が提供する統計情報は、機密事項として、定められた事務局職員のみが取り扱うこととする。

(2) 統計情報の開示に当たっては、会員個々の情報が推測できないよう取り扱うこととする。

(3) 将来の予測値の策定に際しては、会員個々の情報を開示した検討を行ってはならない。また、予測値の策定は、客観的な手法に基づき行い、概括的な内容にするものとする。

### 3. 会員への周知徹底

本指針をホームページに掲載し、会員企業及び当工業会職員への周知徹底を図るものとする。